

(仮称)自治基本条例検討委員会 第9回

と き：平成18年度(2006年度)2月10日(金)

18:15~20:15

ところ：市役所第一庁舎2階大会議室

出席者7名、欠席者1名、傍聴者1名で開会

(会長)

- ・ 昨年9月に行われたフォーラム、その後、各種の市民活動団体との意見交換を事務局でし、さらに庁内の各部局に対してヒアリング等をしてもらった。その経過について、事務局から報告をしよう。

(事務局)

- ・ フォーラムについて、たくさんご意見をいただいた。当日の内容については、報告書をごらんください。
- ・ (資料1 各種市民活動団体との意見交換について)説明。
- ・ 1月に市役所内部に関して、8月までの検討内容について各部がどのように受け止めるか意見照会をしました。
- ・ 8月以降、フォーラムや各市民団体の意見、市役所の意見などいただいておりますので、これを踏まえまして、本日の会議で改めて整理を頂きたいと思います。

(会長)

- ・ 資料1の活動分野というのは、ここにあげられているものが適切なのか。審議会などでよく代表になる、商工会議所や医師会などはどうなっているのか。

(事務局)

- ・ 協働や地域住民による主体的な問題解決活動など、検討委員会でも議論のあったテーマに即して選んでいます。そういうことなので、あえて医師会や商工会議所などは含めていません。

(委員)

- ・ 時間的に無理だと思うが、各地域の団体の代表者に検討委員会の場に来てもらって、直接お話いただいたほうがいいと思う。

(会長)

- ・ 市民の皆様には色々聞いているということで、従来とは違う切り口の意見も上がってきている。また、時間の関係もあるので、必要があれば聞いていくということではかむずかしい。
- ・ この意見をどのように取り扱うかということで、事務局から提案があるそうです。

(事務局)

- ・ 資料 2 が、市民や市役所内部からの意見を分類整理したもの。多岐にわたる意見なので、仔細に検討するには時間的制約がある。
- ・ 全体を通して、企画調整室として、こたえられる部分は答える。それはホームページ等でフィードバックをさせていただきたい。資料 2 では盛りだくさんで見づらいので、そういう市役所内部からの意見以外のものを、資料 2 - 1 にまとめてある。目を通していただき、お気づきの点がありましたら教えて欲しい。
- ・ 今日と次回の 2 回の会議の中で、今から申し上げる形で、これらの意見を踏まえながら、整理をお願いできないかと考えている。
- ・ 資料 4。8 月にまとめた「検討のあらまし」の中に、さらに検討を重ねるべき項目ということで、8 月の段階では保留となっていたものが幾つかある。予算や参加の権利のことなど。未解決・保留の項目に関して、フォーラム等での意見を参考にしながら整理していただきたい。
- ・ 資料 5。8 月の段階で保留にしていた項目以外に、フォーラムや市民の皆様との意見交換会の中でいただいた意見を踏まえると、論点として追加する必要があるものや、もう少し深く検討する必要があると思われる項目が 6 項目ほどある。
- ・ これら 2 種類の課題について、整理していただきたい。

(資料 4、資料 5 について説明)

(会長)

- ・ 少し丁寧に資料について説明をしていただきましたが、今の説明について何か質問、意見などございませんか。

(委員)

- ・ 資料 5 の 2 ページに「口利き」問題とあるが、自治基本条例はもっと理念的に自治の基本について定めるもので、こんな生々しい内容を書くべきではないのでは。

(委員)

- ・ 資料 4、5 とともに条例の基本理念や目的に関わる内容もあれば、その理念から具体的に導き出される仕組みについての項目もある。例えば、資料 4 の『前文について』や資料 5 の『「自治基本条例」の位置づけ』などは条例の基本となる部分。今言われた『「口利き」問題の取扱い』や『参加の対象・時期・方法について』などは具体的に理念を実現する仕組みについてどのように書くかについての部分だと思う。
- ・ これから検討していく流れとしては、資料 4 からという順番ではなく、関連する内容ごとに一括して検討していくのではどうか。

(事務局)

- ・ 事務局としましても、その都度資料が前後することにはなりますが、ご提案のとおり関連する項目ごとに検討していただくほうが進めやすいと考えます。

(会長)

- ・ではそのように進めていきましょう。
- ・はじめに、前文に関する項目から検討しますが、資料4では『前文について』・資料5では『前文への「市民憲章」の位置づけ』の項目について。何か意見はございませんか。

(委員)

- ・これまでの検討を振り返ると、細かい内容に終始してしまい、肝心の「なぜ条例をつくるのか」ということについて十分に議論してこなかったのではないかと感じる。何を前文に書くのかを考える前に、その点を整理しておく必要があるのではないか。
- ・前文は、条文に反映されるべきものとする。条文に反映できないことを前文に書くのはおかしいのではないか。

(委員)

- ・この条例を定める意義はまさに、地方分権の中で市民の自治を確立することにあると考える。「非核平和」をどうするという話ではない。

(委員)

- ・前文に書く内容として二つのものが考えられる。ひとつは、これまで豊中市がもってきた良い部分、誇りとするものを確認し、それを今後も受け継いでいくということ。そしてもうひとつは、これまで豊中市に不足していたものを反省し、それを今後の目標として掲げていくことだと考えます。
- ・都市宣言に掲げている内容は、こういう都市にしていきたいという理想であり、肝心のなのはそういう都市を市民が中心となってつくっていくこと。そういう自治の仕組みを定めることが基本な訳です。

(委員)

- ・他の委員が言われていたように、後に都市宣言の内容について定めるのではないのだから、前文に書いたとしてもそれは「前置き」や「枕ことば」のような意味合いだと思う。

(委員)

- ・前文に盛り込む必要があるのは、二つ。
- ・一つは、自治基本条例が必要となった社会背景について。地方分権化における団体自治と市民自治についてや、公益の担い手の多様化、市民意識の変革による「参加と協働」「市民の主体性」の促進、地域民主主義の確立など。
- ・二つめは、これから私たちはどういう社会をつくりたいのかということ。豊中の持つ良さ、誇り、未来につなげたいことなどをふまえて。例えば、たとえば、「持続可能な社会をつくる」など。

(会長)

- ・自治体環境宣言でそのようなことを宣言していますね。「人権擁護」や「持続可能な社会」といった内容は、後に直接章を割いて定めるということは無いけれども、それを前提とした自治の仕組みを定めるのであれば前文に書いてもおかしくないということになります。が、「非核平和」というのは宣言自体ちょっと異質なところから出されてきている。それを含めていくのは適切でないように思えます。
- ・市民憲章については、議会からこのように要望されているということですね。

(事務局)

- ・昨年の議会でもそのような提案を受けており、伊賀市で定められている市民憲章のような内容であれば、自治基本条例の前文に位置づけることは可能ではないかと、市の方でも考えております。

(会長)

- ・ひとつの市で市民憲章と自治基本条例を両方つくっているところもあるだろうけれども、両者が関連していないことが多いのではないかと。伊賀市の例が資料5に挙げられているけれども、このように市民憲章と同じことを自治基本条例に定めている市は珍しいと思うが。

(事務局)

- ・通常市民憲章では、「緑を大切にしよう」だとか「伝統ある都市を守り育てていく」といったものが多いようです。
- ・伊賀市は合併によって幾つかの自治体が集まってできたのですが、その前から既に町民憲章を各自治体でもっておりました。それが合併を期にひとつの市民憲章に統一しようということになり、このようなみんなで共有・協働するといった内容で、自治基本条例にもそれを基本原則に定めたようです。

(委員)

- ・市民の姿勢を示すことは重要だから、そういったものと位置づけてもよろしいんじゃないでしょうか。

(委員)

- ・「市民憲章」にすることには疑問がある。自治基本条例は市民についてだけ規定するものではないはず。市民・議会・行政、行政には首長・職員も含まれますが、この三者に関する役割と行動原則、規範を規定した条例でなければならないと思う。三極関係を明確にし、そのあるべき姿を示したものでなければならないのではないかと。市民の主体性だけを謳うのではなく、また、参加と協働だけを定めた手続条例を越えるもの、地方自治における市民自治と団体自治の明確にしたものでなければならないと思う。

(会長)

- ・ 資料5の『市民憲章』のページに、関連事項として都市宣言が並べられているけれども、市民憲章のイメージはこういった都市宣言の内容とは合わないのではないか。

(委員)

- ・ 自治基本条例は、自治法改正を受けて自治体が市民自治の仕組みを確立することを目的に定めるものであり、これまでの都市宣言とはまったく異なるものだ。そういった他の条例との関係や位置づけといったことが重要になる。

(会長)

- ・ 次に、資料4『参加の対象・時期・方法について』ですが、予算への参加がどうかといった問題が残されていたようですが。

(委員)

- ・ 予算への参加については、私が本来意図していた趣旨とずれて議論が進んでしまったのではないかと考えます。市長が就任した後にどのように市政を動かしていくかについてははっきりと示すことが必要であり、その基本にはマニフェストがある。選挙の際に示したマニフェストを市長になったときにどのように具体化していくのか、市長は市民に明らかにしなければならない。そして、市の職員は補助機関として、市長の政策の実現に向けて仕事をせねばならない。それを仕組みとして条例に定めるべきと考えているわけです。
- ・ そういった仕組みとして国で言うところの「骨太の方針」を定めて市民に示すことが必要であると言ったのが、「予算編成への参加」という方向へ話が行ってしまった。

(会長)

- ・ そういう話でいくと、「参加の対象」ということではなく、むしろ「行政の責務」といった範囲での話ですね。

(委員)

- ・ 市長が運営の方針を示すべきということですが、市民はそれを判断するだけというものでもない。何がしかそれについて意見を言う機会も必要だと考えます。おかしいとなれば、それについて意見することも必要。それは翌年の状況に任せるというのでは不十分で、途中でも修正できることが必要である。

(会長)

- ・ 時間もなくなってきましたので、本日はここまでにするとしまして、次回は引き続き検討を進めることにします。

(事務局)

次回の会議は2月24日(金)の6時15分から、第2庁舎の3階会議室にて開催します。

以上